

susten新興国インカム・
インデックスファンド
(年4回決算型)

愛称:エマージング・インカム

追加型投信／海外／資産複合／インデックス型

使用開始日	2025.05.19
-------	------------



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第3201号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

お問合せ 株式会社sustenキャピタル・マネジメント

照 会 先 **03-6810-7856**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://susten.jp/>

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	資産複合	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	年4回	エマージング	ファミリー ファンド	なし	その他 (エマージング・ インカム指数)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

- 設立年月日:2019年7月4日
- 資本金:50百万円(2025年3月末現在)
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,004百万円(2025年3月末現在)

○本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」といいます。)第13条の規定に基づく目論見書です。

○susten新興国インカム・インデックスファンド(年4回決算型) 愛称:エマージング・インカム(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集について、委託会社は、金商法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年5月2日に関東財務局長に提出しており、2025年5月18日にその効力が発生しております。

○本書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は、金商法第15条第3項に規定する「投資信託説明書(請求目論見書)」に掲載されており、委託会社のホームページで閲覧することができます。投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求により販売会社から交付されます。なお、ご請求された旨をご自身で記録しておくようにしてください。

○当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。

○当ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)第34条に基づき、受託会社の固有財産および他の信託の信託財産に属する財産との分別管理が義務付けられています。

○当ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、委託会社にお問い合わせください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として新興国株式ならびに米ドル建て新興国債券への投資を通じて、キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの双方の中長期的な獲得を目的とします。

ファンドの特色

- 1 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に新興国株式ならびに米ドル建て新興国債券に投資することにより、新興国の経済成長を享受しつつインカム・ゲインの確保を目指します。
- 2 sustenキャピタル・マネジメントが独自に算出するエマージング・インカム指数に連動する投資成果を目指します。

エマージング・インカム指数について

- エマージング・インカム指数(以下、ベンチマークとすることがあります。)は、新興国株式と米ドル建て新興国債券の価格変動リスクが長期的に概ね均等になるよう設計された合成指数です。
- 基本の資産配分比率は新興国株式:米ドル建て新興国債券=1:2とし、年に1回リバランスを行います。
- 概ねの通貨配分比率は、新興国通貨:米ドル=1:2です。
- 新興国株式に相当する部分は、FTSE Emerging Net of Tax(円換算ベース)を使用します。米ドル建て新興国債券に相当する部分は、J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plus(円換算ベース)を使用します。

- 3 海外資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

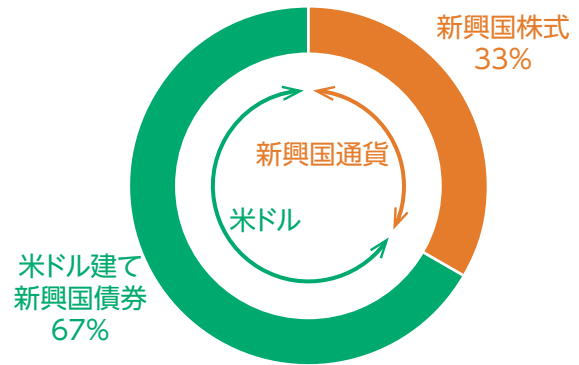
新興国資産のインカムと値上りを同時に狙うならエマージング・インカム

ありそうで無かった組合せ※

当ファンドのベンチマークであるエマージング・インカム指数は、新興国株式と米ドル建て新興国債券を1:2の比率で組み合わせて構成されています。

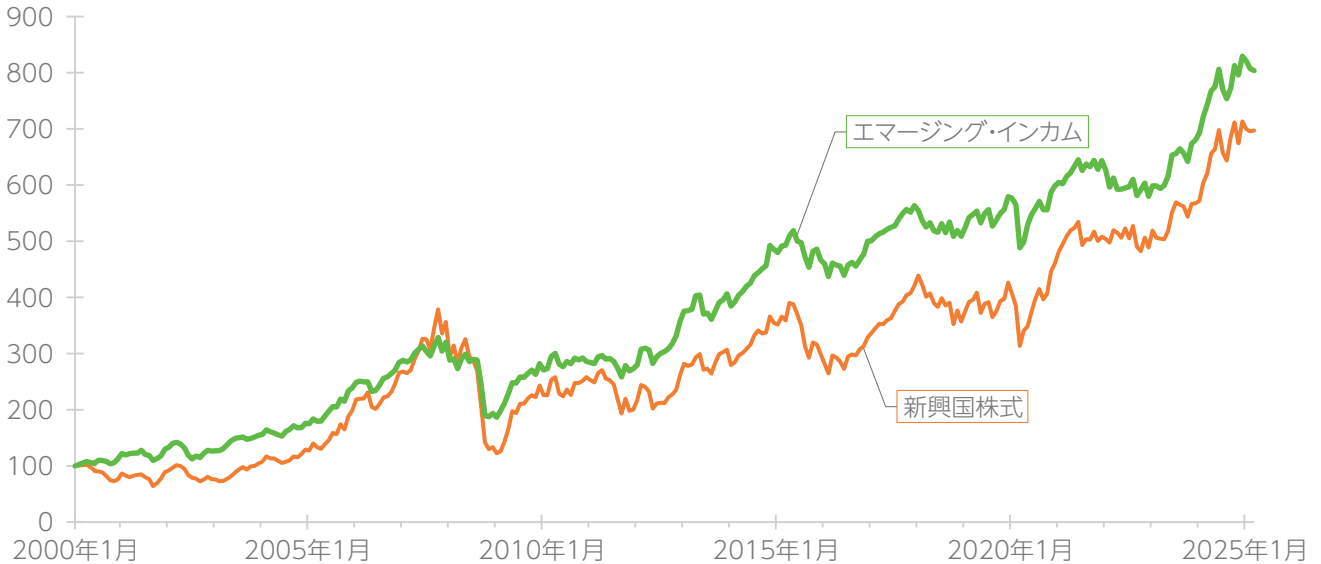
新興国株式がもたらす成長性と、米ドル建て新興国債券の持つ相対的に高い利回りを組み合わせることで、一般的な株式投資よりも投資効率を高めつつリターンの獲得も目指せる特徴的な指数です。米国株式や先進国株式に投資が集中しがちな投資家にとって、このファンドをポートフォリオに組み入れることで、地域分散とアセットクラス分散の双方の効果的な改善が期待できます。

エマージング・インカム指数
基本の資産配分



※ 委託会社による当ファンド設定時の調査に基づきます(対象:国内籍の公募投資信託)。

○累積リターンの比較



2000年1月4日を100として指数化。

エマージング・インカム:株式会社sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax(円換算ベース)

(2001年12月末までは適用される源泉税率の推定値に基づき委託会社が再計算。)

期間:2000年1月4日~2025年3月末

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

1. ファンドの目的・特色

魅力的なポートフォリオ利回り

エマージング・インカム指数のインカム・ゲインは、新興国株式への投資から得られる配当と、米ドル建て新興国債券から得られる利子の2つの源泉を持ち、一般的な株式投資と比較してポートフォリオの利回りが相対的に高い傾向にあります。

この相対的に高水準のインカム・ゲインを安定的に積み上げつつ、長期的にキャピタル・ゲインとのバランスの取れたリターンの獲得を目指します。

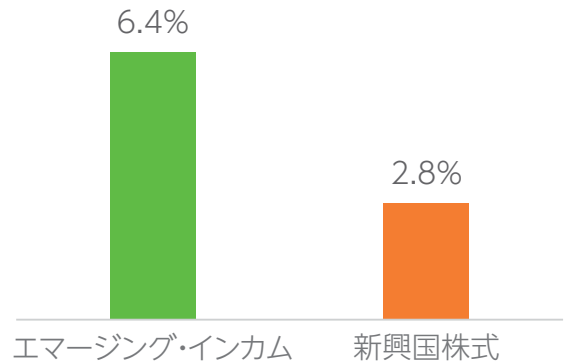
エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数(新興国株式に係る配当利回りと米ドル建て新興国債券に係る債券利回りの加重平均)、新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax

時点:2025年3月末基準

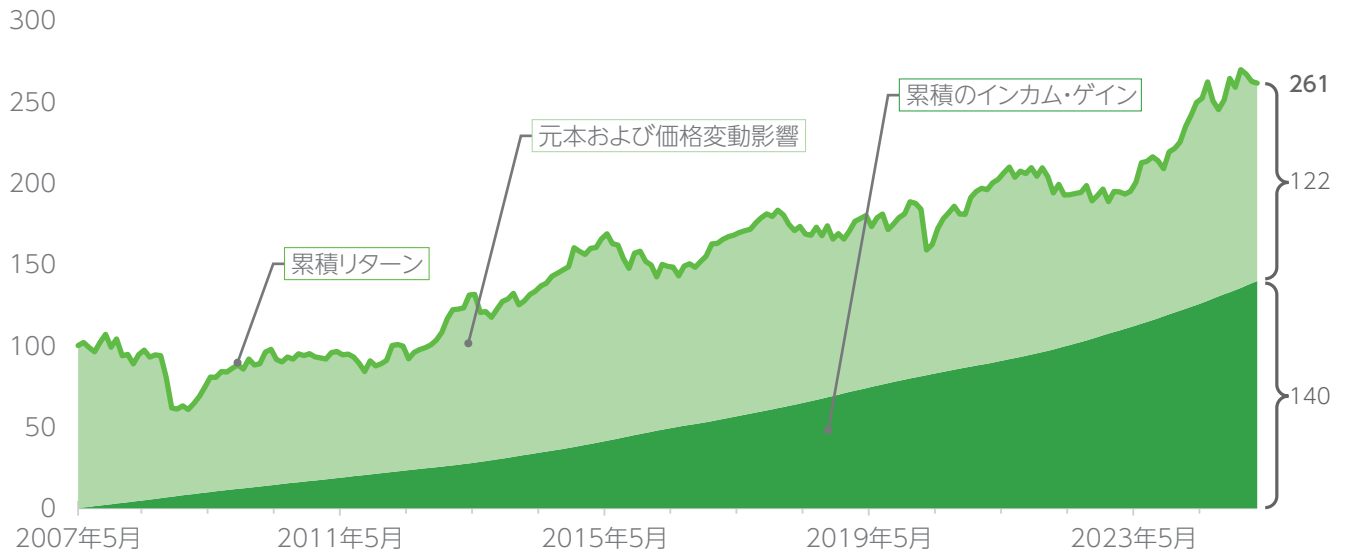
出所: Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

ポートフォリオ利回りの比較



○エマージング・インカムの累積リターンの分解



2007年5月末を100として指数化。

エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

累積のインカム・ゲイン:株式配当および債券利子からなる利回りを基に算出したインカム・ゲインの累積額。源泉税は控除したものと計算。

期間:2007年5月末～2025年3月末

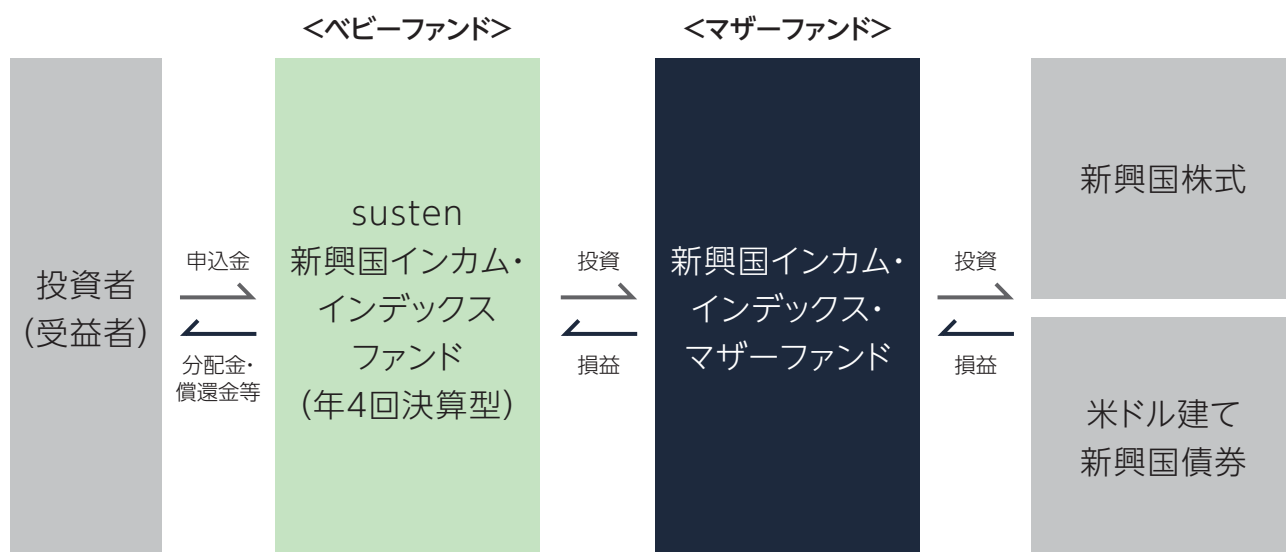
出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

主な投資制限

- ①株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託受益証券(ETF)の実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ④デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

1. ファンドの目的・特色

収益分配方針

原則として、年4回の決算時(毎年1月、4月、7月、10月の各25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

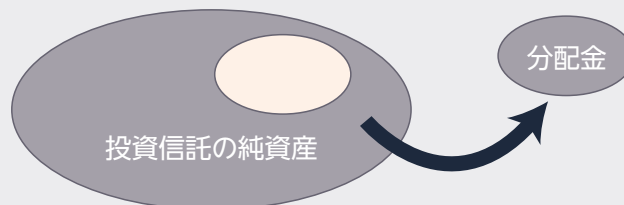


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



1. ファンドの目的・特色

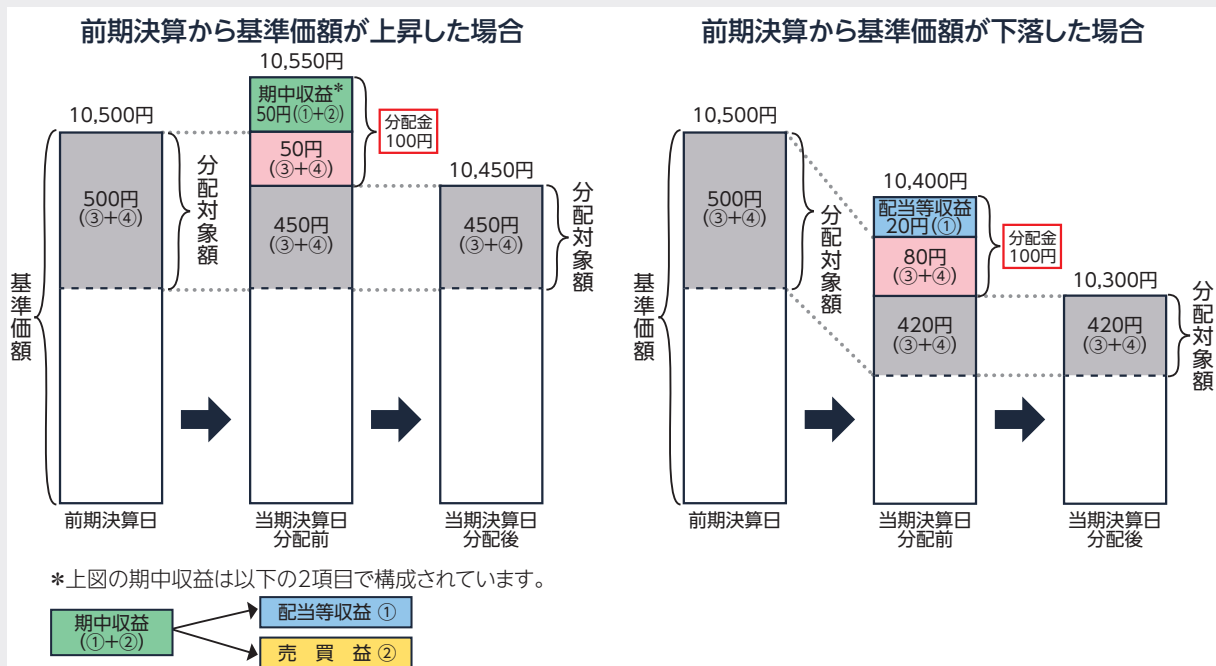
収益分配金に関わる留意点(続き)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

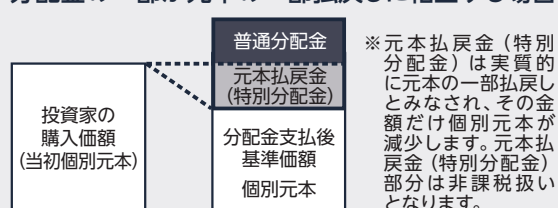


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価すること十分に留意ください。

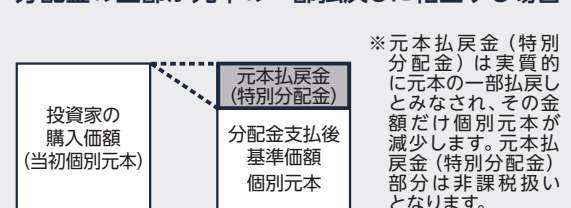
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的には元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

2. 投資リスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等(外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。)に投資しますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

基準価額の変動要因

新興国市場への投資に伴うリスク	当ファンドは、実質的に新興国の株式および債券を投資対象とします。新興国市場への投資には、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。新興国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。
株価変動リスク	当ファンドは、実質的に国外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	当ファンドは、実質的に国外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。したがって、実質的に投資する公社債等の金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

2. 投資リスク

為替変動リスク	当ファンドは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動リスクを伴います。為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等により変動します。したがって、実質組入外貨建資産の通貨に対して円高となった場合には、資産の円換算価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	当ファンドは、実質的に国外の株式や公社債等に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当とする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

その他の留意点

- 当ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象指数の動きに連動しないことがあります。
 - ・当該指数を構成する全銘柄を組入れない場合や保有ウェイトが当該指数におけるウェイトと異なる場合があること
 - ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料や信託報酬等の費用を負担すること
 - ・流動性の確保やその他の理由で現預金等を保有すること
 - ・利用可能な指数先物と当該指数の動きに不一致が生じること
- 当ファンドのお取引に関しては、金商法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。主要投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

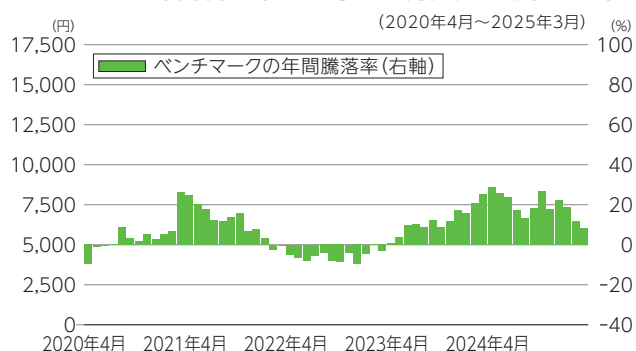
リスクの管理体制

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立した内部統制本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。なお、リスク管理体制は将来変更される可能性があります。

2. 投資リスク

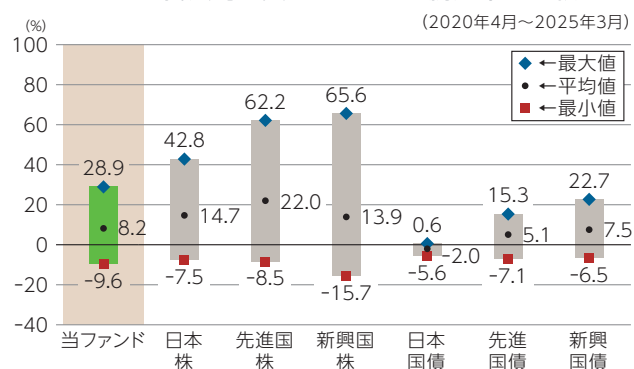
参考情報

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



○当ファンドは運用実績がないため、ファンドの騰落率に代えてベンチマークの騰落率を表示しています。
○年間騰落率は各月末における直近1年間のデータを表示しています。

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



○当ファンドは運用実績がないため、ファンドの騰落率に代えてベンチマークの騰落率を表示しています。
○当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。
○代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
○代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

※上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

3. 運用実績

基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

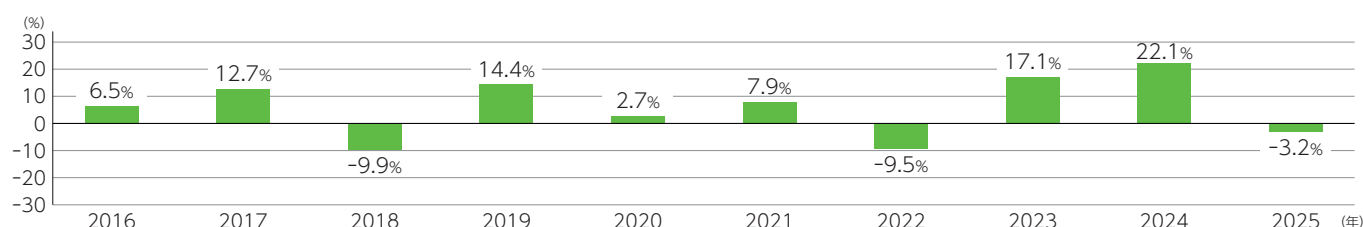
分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況(マザーファンド)

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドは運用実績がないため、ベンチマークの年間収益率を表示しています。

※2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。なお、販売会社により対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初自己設定:2025年5月19日 継続申込期間:2025年5月19日から2026年4月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日は、購入・換金の申込みができません。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等)が発生したときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みを取り消すことができます。
信託期間	原則として無期限(2025年5月19日設定)
繰上償還	以下の場合等には、繰上償還することがあります。 ○受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ○繰上償還することが受益者のために有利であると認める場合 ○対象指数が改廃された場合 ○やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則、毎年1月、4月、7月、10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。
運用報告書	1月、7月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	○課税上は株式投資信託として取扱われます。 ○公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ○配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社が得る手数料です。	
信託財産留保額	換金価額に0.3%以内の率を乗じて得た額(2025年3月末現在0%) ※資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に 年率0.363% (税抜0.33%) の信託報酬率を乗じて得た額 とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 <信託報酬率の内訳>	
	支払先	信託報酬率
	委託会社	年率0.165% (税抜0.15%)
	販売会社	年率0.165% (税抜0.15%)
	受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)
その他の費用・ 手数料	目論見書・運用報告書等作成費用、監査費用、信託事務に要する諸費用等が純資産総額の年率0.11% (税抜0.10%) を上限として信託財産中から支払われます。 また、組入有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税および借入金の利息等がありますが、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。	

※上記の費用合計額、その上限額および計算方法は、運用状況や投資者の保有期間等により異なるため、事前に表示することができません。

税金

○税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記の税率は2025年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

ファンドが対象とする指数の著作権等

<FTSE Emerging Net of Taxについて>

本インデックスはFTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)(が開発した指数です。当ファンドは、FTSE、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)(のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、本インデックスの使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本インデックスはFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

<J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plusについて>

本インデックスは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「インデックス・スポンサー」といいます。)(に帰属します。インデックス・スポンサーは、本インデックスを参照する証券、金融関連商品又は取引(以下各々「商品」といいます。)(を、賛助し、支持し、又はその他の方法で推奨するものではありません。本書に含まれる商品に関する情報は、その提供のみを目的としたものであり、商品の購入若しくは販売を目的とした募集・勧誘を行うものではありません。本インデックスの情報源及びこれに含まれるデータ若しくはその他の情報は信頼できるとされるものですが、インデックス・スポンサーはその完全性及び正確性を保証するものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品への投資の妥当性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品の管理、マーケティング又は取引に関して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスに関する追加の情報については、www.morganmarkets.com をご覧ください。当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

4. 手続・手数料等

代表的な資産クラスを表す指数の詳細

日本株	： Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株	： Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株	： Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債	： Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債	： Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債	： Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

- (注1) Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- (注2) Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注3) Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注4) Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。
- (注5) Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注6) Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

<注意事項および免責事項>

susten新興国インカム・インデックスファンド(年4回決算型) 愛称:エマージング・インカム(以下「当ファンド」といいます。)は、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(以下、これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます。)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社sustenキャピタル・マネジメント(以下「委託会社」といいます。)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」といいます。)の使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。